

## 東京化粧品健康保険組合直営保養所利用規程

(目的)

第1条 直営保養所は東京化粧品健康保険組合（以下「組合」という）の組合員及び被扶養者の健康保持増進ならびに保養のため、その利用に供することを目的とする。

(保養所の名称・所在地)

第2条 名称 湯之谷けんぼセンター（5健保共同保養所）  
所在地 新潟県魚沼市湯之谷芋川 912

(利用者の範囲)

第3条 利用者の範囲は次に掲げる者とする。  
(1)組合員及び被扶養者。  
(2)組合員と同行する配偶者及び子。（子とは義務教育就学中の者。）  
(3)その他。

(利用料金)

第4条 保養所の利用料金は別表1（直営保養所利用料金表）のとおりとする。  
2.利用料金は、理事会において決定し、各事業所に通知するものとする。  
3.利用料金は第2条に掲げる保養所の利用後、現地窓口にて精算するものとする。

(利用手続等)

第5条 保養所を利用しようとする者は所定の利用申込書に必要な事項を記入し、少なくとも15日前までに組合に申し込むものとする。  
2.組合は、保養所の利用を承認したときは、利用案内書を交付するものとする。  
3.利用者は保養所到着後直ちに利用案内書を施設長に提出しなければならない。  
4.保養所利用の申し込みは利用月の前々月の1日（1日が土曜、日曜、祝日の場合はその翌営業日）から受付開始するものとする。

(利用の取り消し)

第6条 利用の取り消し、利用者の減員は、利用日の5日前までに組合に連絡するものとする。それ以降の取り消し、利用者の減員については、取り消し、利用者の減員した分の利用料金を組合に支払うものとする。  
ただし、天災等やむを得ない事由の場合は、この限りではないものとする。

(利用日数等)

第7条 保養所の利用日数は原則として1回2泊までとする。ただし、その定められた利用日数及び時間について組合が認めた場合は延長または短縮することができる。  
2.前項による1泊とは利用日の午後3時から退所日の午前10時までをいう。

(利用者の遵守事項等)

第8条 利用者は保養所を利用する場合、組合が作成した「保養所利用のご案内」等のリーフレット及び本規程の内容をよく理解したうえで利用するものとする。

(利用上の注意)

第9条 次の各号に該当する場合、組合は利用取消、もしくは退所を求めることができる。また、以降の保養所の利用承認を行わない場合もある。  
(1)伝染病疾患があると認められた者または負傷加療中と認められた者。  
(2)保養所内の秩序、風紀を乱し、喧騒等他人の迷惑となる行為をしたとき。  
(3)故なく施設長の指示に従わないとき。  
(4)利用案内書を不正に利用しようとした場合。  
(5)利用申込書に不実の記載をした場合。  
(6)その他保養所利用の目的に反する行為があったとき。

(損害の弁償等)

第10条 利用者が保養所の設備または備品等を毀損・滅失したときは、利用者が弁償の責を負う。

(事故の発生責任)

第11条 天災地変またはこれに準ずる災害、もしくは利用者の責に帰する負傷、疾病、盗難、その他の事故について組合はその責任を負わないものとする。

(その他)

第12条 この規程に定めのない事項については、その都度理事会で協議のうえ決定するものとする。

附 則

この規程は平成23年4月1日から施行する。

別 表 1 (直営保養所利用料金表)

利用料金 (1泊2食付) 消費税込・入湯税別 平成 23 年 4 月 1 日改定

組合員・被扶養者	5,000 円
組合員と同行する 配偶者及び子	
その他	7,000 円